牧之原市役所　▶榛原庁舎☎23-0001 ▶相良庁舎☎52-2600　ホームページ　http://www.city.makinohara.shizuoka.jp
総合福祉センターさざんか☎23-0071　榛原文化センター（福祉事務所）☎23-0070　相良総合センターい～ら☎52-5544

税金

税率改正のお知らせ

平成27年度から軽自動車税の税率が改正されます

税率が引き上げられます

地方税法の改正に伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が左表のとおり改正されます。

▼原付・小型特殊自動車・二輪の標準税率を引上げ（27年度から）

▼軽自動車（3輪以上）の標準税率を引上げ（27年度から）

▼新規検査から13年を経過した軽4輪車などについて、20％の重課が導入されます（28年度から）

軽自動車税率一覧表

区分				税額			
				現行税率	平成27年改正新税率（注1） 平成27年3月31日以前新規登録	平成27年改正新税率（注1） 平成27年4月1日以降新規登録	平成28年改正重課税率（注2）
原動付自転車	50cc以下			1,000円	2,000円		－
	50cc超（90cc以下）			1,200円	2,000円		－
	90cc超（125cc以下）			1,600円	2,400円		－
	ミニカー			2,500円	3,700円		－
小型特殊	農耕作業用（トラクターなど）			1,600円	2,400円		－
	その他（フォークリフトなど）			4,700円	5,900円		－
軽自動車	二輪車（125cc超～250cc以下）			2,400円	3,600円		－
	三輪車			3,100円	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪車	乗用	営業用	5,500円	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	営業用	3,000円	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	4,000円	5,000円	6,000円
ポート・トレーラーなどの被けん引車				2,400円	3,600円		－
二輪小型自動車（250cc超）				4,000円	6,000円		－

（注1）：軽自動車（3輪・4輪）は、平成27年4月1日以降に新規登録をした車から新税率を適用。平成27年3月31日以前に新規登録をした車は、平成27年度も現行税率のままです。平成27年4月2日以降に新規登録をした場合は、平成28年度から課税されます。（新税率）

（注2）：新規登録から13年経過している軽自動車（3輪・4輪）は、平成28年度から重課税率の税額になります。電気自動車、原付、二輪、被けん引車、小型特殊自動車は対象外です。

廃車などの手続きを忘れずに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に、定置場の所在する市町において課税されます。

このため、車両の譲渡や廃棄したとき、住所変更をしたときなど、手続きを済ませずにいると、以前の所有者に課税されたり、納税通知書が届かないなどの原因となります。

廃車や名義変更は、車種ごとの取扱窓口で3月末までに済ませましょう。持ち物など、詳しくは届け出先に問い合せしてください。

また、月末や年度末は大変混雑しますので、余裕をもって手続をしてください。

車検用納税証明について

軽自動車税の納期限は、毎年5月末日です。

車検用納税証明書については、支払方法で有効期限が異なりますので注意してください。

▼納付書払いの人

納付書中に「納税証明書」があり、証明書の有効期限は翌年の5月末です。

▼口座振替の人

証明書の有効期限は翌年の6月中旬です。はがきで納税証明書（振替済通知書）を6月中旬に郵送します。

廃車や名義変更の届け出先

車種	届出	備考
原付（125cc以下）・小型特殊	牧之原市役所 榛原庁舎3階税務課 相良庁舎1階相良窓口課	廃車の手続きに必要なもの 標識（ナンバー）、所有者の印鑑、標識交付証明書（なくても手続き可）、委任状（同一の家族以外が届出の場合）
軽自動車（軽3輪・軽4輪）	軽自動車検査協会 静岡事務所	静岡市駿河区国吉田1丁目1-26 ☎050-3816-1776（コールセンター）
2輪小型自動車（250cc超） 125～250cc以下の軽2輪	静岡運輸支局	静岡市駿河区国吉田2丁目4-25 ☎050-5540-2050（音声案内）

＊軽自動車の届出は代理でもできますので榛原自家用車協会（22-0010）、軽自動車販売店などへ相談してください。

問い合わせ　税務課　榛葉　☎（23）0035

情報

マイナンバー（個人番号）制度

あなたにも、マイナンバー。はじまります。

問い合わせ　管理情報課　萩原　☎（23）0055

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人一人が持つ12桁の番号のことで、平成27年10月から、皆さんに地方公共団体情報システム機構から郵送で通知されます。

マイナンバーは社会保障や税制度の効率性を高め、皆さんの利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

行政の効率化

国の行政機関や地方自治体などでは、保有する個人情報が同一人の情報かどうかの確認を行うことができ、国の行政機関や地方自治体などの間で当該個人情報の照会や入力などを短時間で正確に行うことが可能になります。

国民の利便性の向上

社会保障給付の申請での添付書類の省略など、行政手続きが簡素化され、皆さんの負担が軽減されます。また、情報提供等記録開示システムによってマイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかなど、情報の確認や提供などのサービスが利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを阻止するとともに、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行うことができます。

マイナンバーの詳細について

ホームページ	「マイナンバー」で検索 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html
マイナちゃんのマイナンバー解説	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html
マイナちゃんの公式ツイッター	http://twitter.com/MyNumber_PR
マイナンバーのコールセンター	9:30～17:30 ＊土日祝日、年末年始を除く。 ☎0570-20-0178（日本語） ☎0570-20-0291（英語）

相談

相談員が解決方法を一緒に考えます

ひとりで悩まずに相談してください

問い合わせ　市民相談センター　藤田　☎（23）0088

市民相談センターには、毎日さまざまな相談が寄せられています。

皆さんが巻き込まれそうなケースを紹介します。

スマートフォンによる不当請求トラブル

スマートフォンで、無料動画サイトにアクセスし、動画をクリックしたところ、料金を請求するメールが届きました。メールには請求金額や退会手続き、未払いの場合の法的手続きを取るなどが書かれており、すぐに連絡すると、「契約は成立している」と料金の支払いを求められました。仕方なく請求金額を支払うと、知らないサイトから頻繁に料金請求の電話やメールが届くようになりました。

▼アドバイス

インターネット上の契約は、利用規約の同意後、契約確認画面と訂正画面の表示が法律で義務付けられています。ワンクリックで契約が成立することはありません。料金を請求するメールが届いた場合は、支払いや連絡はせず、静観してください。こうした業者に電話をすると電話番号が流出し、他の業者からも不当請求の連絡が届くようになります。ワンクリックした時点でメールアドレスを勝手に抜き取られているので、アドレスの一部を変更するか、登録しているアドレス以外は着信拒否にするなどの対策が必要です。

不動産投資に伴うトラブル

「マンションを購入すれば、不動産収入（賃貸）で借入金を返済でき、所得税の節税にもなる」という内容の電話勧誘がありました。

▼アドバイス

所得税における所得控除の対象に、不動産取得の控除はありません。また、不動産（住宅）を購入した場合、住宅取得控除がありますが、所有者が住居として購入した場合のみ対象となります。所得税が減額されるのは、不動産収入より不動産経費が上回った場合で、他所得からの補てんとなります。したがって、不動産の取得による節税は考えられず、実際は生活を苦しくしてしまうことになります。